

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会委員の任期の延長について

- 現在の京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱（2頁参照）では、委員の任期を平成18年3月31日までとしている。
- 本市では、これまで、プランの策定年度の年度末までを委員の任期と定め、翌年度に改めて新委員による協議会を設置してきたところである。
新委員による協議会の設置には、市民公募委員の募集や選考、保健・医療・福祉の関係者及び関係団体への依頼などの調整により相応の時間がかかるため、早くて7月頃の設置になる予定である。
- しかし、協議会を地域包括支援センター運営協議会として位置付けたことや、見直し後の介護保険制度の運営について、急に課題が発生した場合に備え、現協議会委員の任期を次期協議会委員が決定するまでの間（平成18年7月末日まで）、延長することをお願いしたい。

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 京都市民長寿すこやかプラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(以下「プラン」という。)の進捗状況を点検・評価し、円滑な推進を図るとともに、3年ごとのプランの見直しに関する協議を行うため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者
- (3) 被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の一部には、市民公募委員を含めることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

附 則

この要綱は平成15年6月1日から施行する。

本要綱の施行日をもって、京都市介護保険等運営協議会設置要綱を廃止する。

第5条の規定にかかわらず、第1回目の協議会は市長が招集する。